

臨床研修医公募規程

制定日	令和7年3月1日
施行日	令和7年3月1日
改訂日	
決済機関	幹部運営会議
版	第1版

社会福祉法人^{恩賜}財団_{財団}済生会今治病院

規程 目次

- 第1条 目的
- 第2条 採用方法
- 第3条 応募資格
- 第4条 募集定員
- 第5条 研修期間
- 第6条 臨床研修申込手続き
- 第7条 採用試験
- 第8条 採用方法
- 第9条 その他

臨床研修医公募規程

(目的)

第1条 この規定は、済生会今治病院（以下、「本院」という）における臨床研修医の採用を厳正かつ円滑に進めることを目的とする。

(採用方法)

第2条 本院の臨床研修医の募集は公募により行い、医師臨床研修マッチング協議会のシステムを利用して採用手続きを実施する。

2 本院ホームページ、臨床研修パンフレットおよび合同説明会等において広く公募する。

3 二次募集についてはマッチング結果に寄って決定する。その際はホームページ等を利用して公募する。

(応募資格)

第3条 応募資格は、当該次年度医師免許取得見込みの者、医師国家試験合格者で臨床研修を未実施の者とする。

(募集定員)

第4条 研修医の定員は、厚生労働省通知（医政発第 0612004 号・平成 15 年 6 月 12 日付）に基づき、本院の他医療機関への医師の派遣状況等をもとに愛媛県が調整した募集定員以内とする。

(研修期間)

第5条 研修期間とは、臨床研修を行っている期間を指し、本院は基幹型臨床研修病院の為、原則 2 年を研修期間とする。

(臨床研修申込手続き)

第6条 本院において臨床研修を受けようとする者は、次の書類を毎年 7 月末頃（当院ホームページにて発表）までに済生会今治病院臨床研修センター事務局へ提出しなければならない。

(1) 履歴書（写真貼付）

(2) 卒業（見込）証明書

(3) 成績証明書

(4) 臨床研修申込書（当院ホームページよりダウンロード）

(採用試験)

第7条 臨床研修医の採用試験は、以下のとおりである。

(1) 場 所：済生会今治病院

(2) 試験日：毎年 8 月～9 月上旬頃（当院ホームページにて発表）

(3) 方 法：書類審査、面接（オンライン可）、小論文

(4) 面接官：院長、プログラム責任者、副プログラム責任者、看護部長、事務長、検査技師長等

(採用方法)

第8条 面接官は本院臨床研修センターが定める『研修医採用試験評価票』を基に、客観的かつ合理的に小論文および面接内容を評価し、評価票得点合計の平均値で以って受験者の順位を決定する。

2 幹部運営会議に評価結果・順位を諮り決裁を以って採用を決定、医師臨床研修マッチングシステムに登録する。

3 医師臨床研修マッチングシステムによるマッチング結果に従い採用手続きを実施する。マッチ者に対しては、採用内定者として仮契約書を締結し、医師国家試験合格により正式採用とする。但し、大学を卒業出来ない場合又は医師国家試験に不合格の場合は仮契約を解除する。

(その他)

第9条 本規程に定めない事項については、幹部運営会議の審議・承認を経て決定するものとする。

附 則

この内規は、令和7年3月1日に制定し、令和7年3月1日より施行する。

